

景観形成に関する事前相談について(解説)

景観法届出(通知)に先立ち事前相談を行ってください。
事前相談は下記データをメールにてお送り頂き、計画の早期段階で事業者と町田市で景観について協議を行います。

1.事前相談の時期

事前相談の時期は届出対象行為の種類によって異なります。

- ・建築物の建築等 工作物の建設等 … 行為着手(確認申請を要する場合は確認申請、要さない場合は工事着手)の**60日前**
- ・開発行為 … 開発等連絡調整会議の計画概要書のご提出時
- ・大規模計画※1 … 行為着手の**90日前**

※1 大規模計画:1ha以上の開発行為等、延べ面積3000㎡以上の建築行為、50戸を超える集合住宅に係る建築行為等、町田市住みよい街づくり条例の早期周知の手続きが必要なもの

2.提出データ

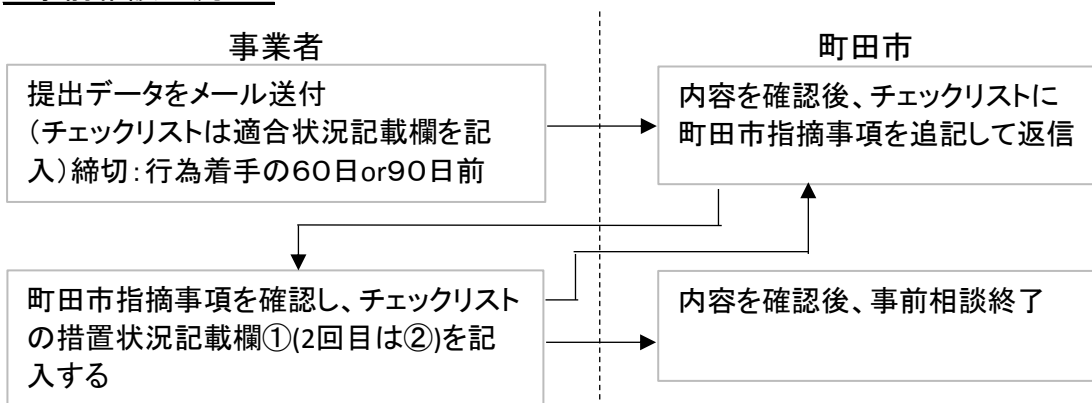
下記データをメールにて送付してください。(メール受付のみとなります)

- ・建築物の建築等 … 景観相談カード、チェックリスト、案内図、配置図、立面図、緑化計画図(樹種等、緑地の着色)
 - ・工作物の建設等 … 景観相談カード、チェックリスト、案内図、配置図、立面図
 - ・開発行為 … 景観相談カード、チェックリスト、案内図、土地利用計画図
- ※データ形式 チェックリスト:xlsx その他の資料:word pdf jpeg のいずれか

送付先:mcity2540@city.machida.tokyo.jp

※データ提出が困難な場合はご相談ください(お問合わせ先:土地利用調整課Tel 042-724-4256)

3.事前相談の流れ



※上記終了後、届出(通知)を行う